

令和元年度  
芦屋市明るい選挙推進協議会  
総 会 資 料

日 時 令和元年5月22日（水）午前10時～  
場 所 芦屋市役所 南館4階 第1委員会室

## 総 会 次 第

1	開	会	
2	委員委嘱式	委嘱状の付与 <del>(資料1)</del>	..... 1
3	選挙管理委員会委員長あいさつ		
4	会長あいさつ		
5	議	事	
	(1)	平成30年度常時啓発事業の実施結果について (資料2)	..... 2
	(2)	平成30年度選挙時啓発事業の実施結果について (資料3)	..... 5
	(3)	平成30年度自主会計収入支出報告について (資料4)	..... 6
		監査報告	..... 7
	(4)	各専門委員会の割り振り	
	(5)	令和元年度常時啓発事業の実施計画 (案) について (資料5)	..... 8
	(6)	令和元年度選挙時啓発事業の実施計画 (案) について (資料6)	..... 10
	(7)	令和元年度自主会計収入支出予算 (案) について (資料7)	..... 11
6	意	見	交
		換	
7	閉	会	

[資料2]

平成30年度常時啓発事業の実施結果

事業項目	事業内容
1 諸会議の開催	<p>明推協総会 ① 日 時 5月15日午前10時～12時</p> <p>常任委員会 ① 日 時 5月17日午前10時～12時</p> <p>広報委員会 ① 日 時 6月 6日午前10時～12時</p> <p>② 日 時 7月13日午前10時～12時</p> <p>③ 日 時 12月10日午前10時～12時</p> <p>講演会実施委員会 ① 日 時 7月27日午前10時～12時</p> <p>② 日 時 8月23日午前10時～12時</p> <p>③ 日 時 12月11日午後3時30分～4時</p> <p>選挙時啓発委員会 ① 日 時 11月 8日午前10時～12時</p> <p>② 日 時 3月28日午後1時30分～午後3時30分</p>
2 広報紙啓発事業	<p>広報委員会委員により広報紙に白ばらだよりを掲載し、選挙啓発を行う。</p>
3 啓発ポスター募集事業	<p>市内の小・中・高校から明るい選挙の啓発ポスターを募集</p> <p>募集期間 5月7日～9月7日</p> <p>応募状況 小学校 8校 118点 中学校 5校 231点</p> <p>高 校 2校 45点 合 計 15校 394点</p> <p>審 査 9月8日、9月13日に審査を行い(特選2名・入選11名・佳作17名)、 特選及び入選作品13点を2次審査(県)へ送付(県入選2名) 県入選作品2点を3次審査(中央)へ送付</p>
4 明るい選挙推進旬間事業	<p>明るい選挙啓発ポスター展</p> <p>11月7日から11月19日まで市民センター空中通路にて30点展示</p> <p>明るい選挙推進大会(リーダー養成研修)</p> <p>11月18日(日)午後2時から市民センター301室にて講演会を開催</p> <p>テーマ「選挙はこんなに面白い！」</p> <p>講 師 畠山 理仁 氏(フリーランスライター)</p>
5 市民政治学講座(地域別講演会)	<p>公民館と共催 政治学講座「世界はニュースだけではわからない」をシリーズで開催</p> <p>2月9日「トランプの壁-移民キャラバンに見るラテンアメリカの人々の越境-」</p> <p>講師 立岩 礼子 氏 (参加者 55人)</p>
6 新成人等啓発事業	<p>18歳の誕生日に届くように星座のイラスト入りバースデーカードと啓発冊子を送付。</p> <p>成人式(1月14日)に啓発資材を配布</p>
7 阪神7市1町等明推協連合会事業	<p>総会5月22日(尼崎市)、啓発担当職員研修会1月31日(伊丹市)</p>
8 学校生徒会選挙支援事業	<p>精道小2月22日、宮川小12月12日、山手小12月6日、打出浜小2月18日、 浜風小11月27日、潮見中12月3日、県立特別支援学校7月4日・2月8日、 クラーク記念国際高9月28日</p>



## 白バラだより 議会を傍聴しよう！

問い合わせ

選挙管理委員会 ☎38-2100

選挙のときに投票して、それで自分の役目は終わりだと思っ  
ていませんか？

投票は、私たちの大切な権利です。しかし、大事なものは投票  
だけではありません。特に最近、議員の当選後の言動に注目が集ま  
っています。選ばれた議員がどのように活動しているのか見守り、  
チェックすることも大切です。その方法のひとつが議会の傍聴です。  
芦屋市議会の定例会は年に4回開催されており、傍聴の手続はと  
ても簡単です。(芦屋市のHP参照)

赤紫色のじゅうたんが敷かれた明るい議場、劇場の2階席のよ  
うな造りの傍聴席。議場では、議員が市政について質問や要望を  
し、市長等が答弁を行います。また、提案された議案について審  
議し、意思決定をします。

実際に傍聴すると、それぞれの議員の意気込みや熱意、主張が直  
に伝わってくるのを感じます。一度足を運んでみてはいかがでしょうか？

芦屋市明るい選挙推進協議会



## 白バラだより 選挙ミニ知識

問い合わせ

選挙管理委員会 ☎38-2100

選挙に立候補するにはお金が必要であることをご存じですか？

日本では、町村議会の議員以外の選挙は全て供託金が必要です。その  
金額は選挙によって異なります。

衆議院や参議院、都道府県知事の場合は300万円、政令指定都市の市長  
は240万円、指定都市以外の市長は100万円となっています。このよ  
うに立候補に高額な供託金が必要なわけは、売名行為などによる立候  
補者の乱立を防ぐためといわれています。

海外に目を向けてみると、アメリカの場合(大統領選・上下両院選)  
は供託金なし、フランスやドイツの選挙もなし、韓国の国会議員選挙  
では1,500万ウォン(約150万円)、イギリスの選挙では500ポンド  
(約7万4,000円)となっています。

日本は他国と比べて供託金が高額であることがわかります。知って  
いるようで知らない選挙の知識。知ると選挙への関心が高まると  
思いますよ。

芦屋市明るい選挙推進協議会



## 白バラだより

### 「白バラだより」ができるまで

「白バラだより」に目を止めていただき、ありがとうございます。  
ところでこの文章、どんな人が書いているのだろうか？と思われたことはありませんか。

実はこれを作っているのは一般の市民です。芦屋市には「明るい選挙推進協議会」という市民団体があり、その中の広報委員会で「白バラだより」を作っています。小学校PTAから推薦された人や市民委員が主な構成員です。

年度初めの会議で、選挙や政治に関するタイムリーなテーマを選びます。年3回ある会議で各自資料を調べ、書いてきた文章を持ち寄ります。個性的な文章も、1つにまとめる中で、不思議なことに、誰か一人が執筆したようになります。話し合いの中で、選挙や投票についての知識も深まり、勉強になることも多々あります。この欄を通じて市民の皆さんに少しでも政治や選挙に関心を持ってもらえたらと願っています。

芦屋市明るい選挙推進協議会

問い合わせ 選挙管理委員会 ☎38-2100



## 白バラだより 不在者投票

問い合わせ  
選挙管理委員会 ☎38-2100

選挙の投票当日に投票に行けない場合、あなたはその一票をあきらめますか？  
投票に行けない場合でも、期日前投票以外に貴重な一票を生かす不在者投票という方法があります。

主なものは以下のとおりで、事前に手続きが必要です。

〔仕事や旅行などで市外(国内)にいる場合〕 芦屋市の選挙管理委員会に投票用紙など必要な書類を請求し、滞在先の選挙管理委員会で投票ができます。

〔入院中などの場合〕 都道府県の選挙管理委員会が指定した病院・老人ホームなどに入院、入所中であれば、そこで不在者投票ができます。

〔郵便などによる不在者投票〕 特定の障がいのある人や介護保険の要介護区分が「要介護5」の人が対象です。大事な一票、あきらめずに生かしてください。

[資料3]

平成30年度選挙時啓発事業の実施結果

平成31年4月7日執行 兵庫県議会議員選挙  
 平成31年4月21日執行 芦屋市議会議員選挙・芦屋市長選挙  
 街頭啓発実施日3月30日

事業項目	事業内容
1 掲示・掲揚物による啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横断幕，立看板を市内各所に掲示</li> <li>・公用車にボディパネルを掲示</li> <li>・啓発ポスターを公共施設，掲示板に掲示</li> </ul>
2 印刷物による啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報あしやに啓発記事を掲載</li> <li>・啓発チラシを郵送で配布</li> <li>・公共施設の窓口でチラシを配布</li> </ul>
3 街頭啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JR芦屋駅周辺において投票参加の呼び掛け，啓発資材の配布（明るい選挙キャラクターめいすいくんの着ぐるみを使用）</li> </ul>
4 放送等による啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報車で市内を巡回しながら投票日の周知，投票参加を呼び掛け</li> <li>・芦屋市ホームページに掲載</li> </ul>
5 コンビニレジ画面による啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内のコンビニエンスストア（ローソン・ファミリーマート）のレジ画面による選挙告知</li> </ul>

[資料4]

## 平成30年度自主会計収入支出報告

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

(収入)

単位：円

項目	収入額	内訳
繰越金	236,972	平成29年度からの繰越
7市1町連合会	40,000	講演会講師謝金(40,000)
雑入	2	預金利子
合計	276,974	

(支出)

単位：円

項目	支出額	内訳	
事業費	83,000	常任委員会費 会議費	0
		選挙時啓発委員会費 会議費	0
		街頭啓発費	0
		講演会実施委員会費 講師謝礼(7市1町分)	40,000
		講師謝礼(市明推協分)	40,000
		会議費	0
		広報委員会費 会議費	0
会計監査費 会議費	0		
菊寿会総会費 参加費	3,000		
合計	83,000		

収入276,974円 — 支出83,000円 = 残高193,974円

## 監 査 結 果

本日、平成30年度芦屋市明るい選挙推進協議会の会計について、  
監査を行いました。

監査は、芦屋市明るい選挙推進協議会規約第7条第4項の規定に  
基づき、会計帳簿・その他の関係書類及び銀行預金等照合検査した  
ところ、それぞれ符合して正確であった。

令和元年5月17日

監査委員	委員名
------	-----



[資料 5]

令和元年度常時啓発事業実施計画（案）

事業項目	実施時期	対象者	内 容
1 諸会議の開催	4月～3月	明推協委員	総会の開催 常任委員会・専門委員会の開催
2 広報紙啓発事業	4月～3月	一般市民	市広報紙・ホームページによる啓発 (白ばらだより) 年3回
3 啓発ポスター募集事業	5月～9月	市内小・中・高校生	・ 明るい選挙の啓発ポスターを募集 ・ 明るい選挙啓発ポスター展 (啓発ポスター応募入選作品を市民センターに展示)
4 推進大会事業	未定	一般市民	明るい選挙推進大会を開催
5 市民政治学講座(地域別講演会事業)	1月～2月	一般市民	政治学講座「世界はニュースだけではわからない」をシリーズで開催(公民館と共催)
6 議会の傍聴	6月～3月	明推協委員 一般市民	市議会本会議の傍聴
7 新18歳等啓発事業	4月～3月	新18歳	・ 誕生日に「バースデーカード」と「啓発冊子」を送付
8 阪神7市1町明推協連合会事業	4月～3月	選管委員 明推協委員 一般市民	総会、会議等に参加 地域別講演会、 地域リーダー養成研修の実施 啓発資材の配布
9 学校生徒会選挙支援事業	4月～3月	市内小・中・高	学校の生徒会選挙における投票箱・記載台等の貸出を行い実際の公職選挙に近い形の選挙を行う。有権者となる前に選挙の大切さを学び若年層の政治・選挙への関心の向上を図る。
10 明るい選挙推進事業	11月～3月	明推協委員	明推協委員の資質向上及び明推協の組織・活動活性化を図る。
11 選挙出前授業	4月～3月	市内小・中・高	選挙の意義及び仕組みについて、講義形式により1時限の授業を行う。

## 令和元年第2回定例会会議予定表

月日	曜日	会 議	摘 要
6月21日	金	本会議	開会，議会役員選出，質問通告締切日 議案処理（議案説明－委員会付託）
6月22日	土		
6月23日	日		
6月24日	月	建設公営企業常任委員会	
6月25日	火	民生文教常任委員会	
6月26日	水	総務常任委員会	
6月27日	木	委員会（予備日）	
6月28日	金		
6月29日	土		
6月30日	日		
7月1日	月		
7月2日	火	議会運営委員会	
7月3日	水	本会議	一般質問
7月4日	木	本会議	一般質問
7月5日	金	本会議	一般質問（追加議案）
7月6日	土		
7月7日	日		
7月8日	月	委員会（予備日）	
7月9日	火		
7月10日	水		
7月11日	木		
7月12日	金		
7月13日	土		
7月14日	日		
7月15日	月		
7月16日	火	議会運営委員会	
7月17日	水	本会議	委員長報告－採決，閉会

※本議会・委員会を傍聴するには、傍聴券が必要です。

#### 本会議

傍聴席は65席あります。

傍聴券には、会議が開かれる時刻（通常午前10時）の30分前に、市役所議場の傍聴席入口（南館4階）で先着順に渡される一般傍聴券（30枚）と、各会派に割り当てられている議員紹介傍聴券等（35枚）があります。

#### 委員会

大会議室又は委員会室で開きますが、大会議室は18人、委員会室は12人に限り傍聴できます。

原則として議員の紹介で傍聴する制度をとっており、事前に議員に申し出て傍聴券（紹介傍聴券）を入手します。又、議員が使用しない傍聴券を会議開始15分前から市議会事務局で先着順に渡しています。

[資料6]

## 令和元年度選挙時啓発事業の実施計画（案）

令和元年7月執行予定

参議院議員通常選挙

街頭啓発予定日7月13日

事業項目	事業内容
1 掲示・掲揚物による啓発	<ul style="list-style-type: none"><li>・横断幕，立看板を市内各所に掲示</li><li>・公用車にボディパネルを掲示</li><li>・啓発ポスターを公共施設，掲示板に掲示</li><li>・阪急バスのフロント幕に掲示</li><li>・幼稚園児作成による啓発パネルの掲示（8幼稚園）</li></ul>
2 印刷物による啓発	<ul style="list-style-type: none"><li>・広報あしやに啓発記事を掲載</li><li>・啓発チラシを郵送で配布</li><li>・公共施設の窓口でチラシを配布</li></ul>
3 街頭啓発	<ul style="list-style-type: none"><li>・JR芦屋駅周辺において投票参加の呼び掛け，啓発資材の配布（明るい選挙キャラクターめいすいくんの着ぐるみを使用）</li></ul>
4 放送等による啓発	<ul style="list-style-type: none"><li>・広報車で市内を巡回しながら投票日の周知，投票参加を呼び掛け</li><li>・芦屋市ホームページに掲載</li></ul>

[資料 7]

令和元年度自主会計収入支出予算（案）

（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）

（収 入）

単位：円

項 目	収 入 額	内 訳
繰 越 金	193,974	平成30年度からの繰越
協 力 金	100,000	兵庫県議会議員選挙・参議院議員通常選挙
7市1町連合会	40,000	推進大会講師謝金(40,000)
雑 入	2	預金利子
合 計	333,976	

（支 出）

単位：円

項 目	支 出 額	内 訳
事 業 費	98,000	常任委員会費 0
		選挙時啓発委員会費 15,000
		講演会実施委員会費 80,000
		広報委員会費 0
		菊寿会総会費 3,000
予 備 費	235,976	
合 計	333,976	

参考：市の直接経費として、推進大会講師謝金 20,000 円を別途予算化。

## 芦屋市明るい選挙推進協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、芦屋市明るい選挙推進協議会（以下「協議会」という。）と称す。

(目的)

第2条 協議会は、民主政治の基盤である選挙が、選挙人の自由に表明する意志によって、公正に行われるように、市民の政治意識の高揚に努め、投票率向上及び明るい選挙の達成を強力に推進することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、芦屋市選挙管理委員会と緊密な連絡を保ちながら、次の事業を行う。

- (1) この運動の有効適切な諸事業の企画と実施
- (2) この運動に伴う諸方策の調査と研究

(構成)

第4条 協議会は、社会教育団体、芦屋市の各機関の関係者、学識経験者及び選挙啓発に関心のある市民の委員をもって構成する。

2 前項の委員は、芦屋市選挙管理委員会が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前条第1項の委員がその属する団体又は機関の関係者でなくなったときは、委員を辞したものとみなし、新たにその団体又は機関の関係者を委員に委嘱するものとする。ただし、後任者が就任するまで在任するものとする。また、前任者が前条の市民の委員等として在任することを妨げない。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	2名
常任委員	若干名
監査委員	2名

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

ただし、委員中に異議がないときは、指名推薦の方法を用いることができる。

3 常任委員及び監査委員は、総会の同意を得て会長が指名する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、協議会を代表し会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代行する。

3 常任委員は、協議会の運営について事務を処理するとともに専門委員会を代表する。

4 監査委員は、協議会の事業及び会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(会議の種類)

第8条 会議は、次のとおりとする。

総 会  
常任委員会  
専門委員会

- 2 総会は、必要に応じて開催し、協議会が行う事業の基本方針の策定及び総合的企画を行う。
- 3 常任委員会は、役員で構成し、必要に応じて開催し、総会の付議事項及び緊急案件の審議、専門委員会間の調整並びに協議結果による運動の推進にあたる。
- 4 専門委員会は、協議会の事業を円滑かつ効果的に推進を図るため、特定の事項について具体的な企画並びに実施にあたる。
- 5 専門委員会は、次のとおりとする。
  - (1) 広報委員会
  - (2) 選挙時啓発委員会
  - (3) 講演会実施委員会
- 6 委員は、会長及び副会長を除き、いずれかの専門委員会に所属するものとする。  
(会議の運営)

第9条 会議は、会長（専門委員会にあつては、担当常任委員に読み替える。以下同じ。）が招集する。

- 2 会議の議長は、会長があたる。ただし、会長に事故があるときは、副会長又は会長の指名したものをもってこれに充てる。
- 3 会長及び副会長は専門委員会に出席し、意見を述べることができる。
- 4 会議は、必要に応じて、事業推進に関係する者を出席させ、意見を述べるができる。
- 5 会議の議決は、出席委員の過半数で決し、賛否同数のときは、議長がこれを決する。  
(辞職)

第10条 会長が辞職しようとするときは、あらかじめ副会長に届け出るものとする。

- 2 会長以外が辞職しようとするときは、あらかじめ会長に届け出るものとする。
- 3 役員又は委員が公職の候補者となり、又は選挙運動若しくは政治活動をしようとするときは、辞職しなければならない。  
(顧問)

第11条 協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、この運動に関して学識経験のある者を、総会の議を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会議に出席し意見を述べるができる。  
(庶務)

第12条 協議会の庶務は、芦屋市選挙管理委員会事務局において行う。

(経費)

第13条 協議会に必要な経費は、芦屋市選挙管理委員会のもつ予算及びその他の収入をもってこれに充てる。

(補則)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営等について必要な事項は、総会に

において定める。

- 2 この規約の改正は、芦屋市選挙管理委員会の同意を得て総会で決する。

附 則

- 1 この規約は、昭和40年6月5日から施行する。ただし、この規約の施行の際、現に委嘱された委員の任期は、従前の例により在職するものとする。
- 2 昭和32年5月4日芦屋市公明選挙協議会規約は、廃止する。

附 則

この規約は、昭和42年8月28日から施行する。

附 則

この規約は、昭和47年6月15日から施行する。

附 則

この規約は、昭和48年10月15日から施行する。

附 則

この規約は、昭和50年10月15日から施行する。

附 則

この規約は、昭和62年6月3日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成2年5月24日から施行する。
- 2 この規約による改正前に委嘱された委員の任期については、従前どおりとする。ただし、任期満了が平成4年3月31日以降の委員の任期については、平成4年3月31日までとする。
- 3 この規約による改正後はじめて委嘱される委員の任期については、平成4年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成8年8月7日から施行する。

附 則

この規約は、平成14年5月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成16年5月17日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年5月15日から施行する。